

行政説明

成年年齢引き下げを見据えた若年者の消費者教育

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

松尾 雄樹

松尾：文部科学省の松尾でございます。私からは、文部科学省における消費者教育に関する取り組みについて説明をさせていただきたいと思っております。

ろです。
本日のテーマでもありますように成年年齢引き下げに関するものは、平成30年2月に「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」というものを消費者庁、文部科学省、法務省および金融庁において決定しました。令和2年までの3年間を集中的な取り組みとして実施し、本年度については重点的に、法施行前の最終年度ということで、全力で取り組んでいるところでございます。

若年者に対する消費者教育について (総論)

- 平成24年8月に議員立法により成立した「消費者教育の推進に関する法律」に基づき、消費者庁と文部科学省において消費者教育の推進に関する基本的な方針(基本方針)を決定(平成30年3月20日閣議決定)。「若年者への消費者教育」は推進の重点事項の一つに位置づけられている。
- 成年年齢の引き下げ(令和4年4月施行)を見据え、平成30年2月に「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」(関係4省庁において決定(7月改定))、平成30年度から令和2年度の3年間を集中強化期間として取組を推進してきたが、**令和3年度は継続して改定している。**
- 令和3年3月22日付で教育委員会等、関係機関に対して「**成年年齢引き下げに伴う消費者教育全力キャンペーン**」に関する取組の推進について、**推進の要請**を行っている。

消費者教育の推進に関する法律 (平成24年8月成立、12月施行)

- 与野党の共同による議員立法により成立
- 消費者教育の総合的かつ一体的な推進を図るための必要な事項を規定
- 主な内容
 - 消費者教育及び消費者市民社会の定義、消費者教育の基本的理念
 - 国及び地方公共団体等の責務、財政措置
 - 学校、大学等、地域における消費者教育の推進
 - 国の消費者教育基本方針の策定、消費者教育推進会議の設置 (H25.3)
 - 地方公共団体の推進計画策定、消費者教育地域協議会の設置

若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム (平成30年2月決定、7月改定)

- 成年年齢引き下げを見据えた重点事項に関する関係府省庁連絡会議(議長：法務大臣)の下、若年者の消費者教育について検討する会議に位置づけ。
- 関係府省庁が相互に連携し、若年者への効果的な消費者教育を推進するもの。消費者庁、文部科学省、法務省及び金融庁の4府省庁関係局長会議において消費者教育の総合的かつ一体的な推進を図るための必要な事項を規定。
- 平成30年度から令和2年度の3年間を集中強化期間として取組を推進。

アクションプログラムの概要

(1) 高等学校における消費者教育の推進 ① 学習指導要領の編成(文部科学省) ② 消費者教育教材の開発、手法的な変化 【消費者庁・金融庁・法務省・文部科学省】 ③ 実践型研修の学校教育現場での活用 【消費者庁・金融庁・文部科学省】 ④ 教員の養成・研修 【消費者庁・文部科学省】	(2) 大学等における消費者教育の推進 ① 大学、専門学校等と消費生活センターの連携、消費者教育推進活動に関する共同関係、情報発信及び連携 【消費者庁・金融庁・法務省・文部科学省】 ② 大学、専門学校と地域の消費生活センターとの連携の実現、出前講座等を実施する(消費者庁) ③ 大学等における購買実態を踏まえた正しい金融知識の普及 【金融庁】	(3) その他 ① 全ての都道府県、政令指定都市において、消費者教育の推進に関する自治体等が連携する取組を推進 【消費者庁・金融庁・法務省・文部科学省】 ② 大学等及び社会等における消費者教育の教材の開発、大学等及び教育委員会に対し周知を行う。 【文部科学省】
---	--	--

まずは、若年者に対する消費者教育について、消費者教育自体は、従前からありましたが、平成24年8月に議員立法によって成立しました「消費者教育の推進に関する法律」、そして、平成26年8月に消費者庁と文部科学省において制定しました「消費者教育の推進に関する基本的な方針」、平成30年3月20日に改定されたものです。それらにより、若年者への消費者教育は、当面の重点事項の1つに位置付けられております。

消費者教育の推進に関する法律ですが、主な内容としては、消費者教育および消費者市民社会の定義、消費者教育の基本的理念、学校、大学等の地域における消費者教育の推進、国の消費者教育基本方針の制定、消費者教育推進会議の制定などが規定されているとこ

「成年年齢引き下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンについて(令和3年3月22日決定)
【消費者庁、法務省、文部科学省、金融庁】

趣旨 令和3年度は成年年齢引き下げ前の最後の1年となることから、成年年齢引き下げを見据え、実践的な消費者教育を推進する。関係4省庁(消費者庁、法務省、文部科学省、金融庁)が相互に連携し、地方公共団体、大学、関係団体、メディア等を通じて集中的かつ意図的な取組を実施する。

消費生活上の契約、家計管理等に関する内容

【地方公共団体・大学等への働き掛け】
・消費者啓発、目録送付、金融相談員派遣等
・高校・大学等での出張授業の実施 等

【関係団体への働き掛け】
・消費生活センター等との連携
・各府の若年者に関する団体を通じた契約、家計管理や消費者啓発活動に関する注意喚起・情報発信を働き掛け

【イベント・メディアを通じた周知】
・シンポジウム・セミナー等の開催
・消費生活月間や若年者が多く参加するイベントを活用して情報発信
・消費者教育フスタの実施
・職員向け研修会やセミナー等の開催
・インターネット広告、SNS広告等を活用した周知 等

【コンテンツの充実・活用の促進】

- 実践的な消費者教育に関するコンテンツを開発し、情報発信に活用
- 契約、家計管理や消費者啓発活動防止等に資する動画作成
- 高校生向け法教育リーフレットを作成・配布し、活用を促進
- 成年年齢引き下げに伴う消費者教育の推進に関する特設ウェブサイトの作成
- 金融経済教育に関する年齢別動画コンテンツの作成 等

(参考) 若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム(平成30年2月決定、7月改定)

高等学校等における消費者教育の推進	大学等における消費者教育の推進
・学習指導要領の編成 ・消費者教育教材の開発、手法的な変化 ・実践型研修の学校教育現場での活用	・消費者教育教材の開発、手法的な変化 ・大学等消費生活センターとの連携・推進 ・出前講座等の実施
その他	
・全ての都道府県、消費者教育推進活動に関する自治体等が連携する取組を推進	

本年度は、成年年齢引き下げに伴う消費者教育全力キャンペーンに基づく取り組みの推進ということで通知を出しております。これは関係機関に対して、いっそうの取り組みを推進しているところでございます。

若年者への消費者教育に関するアクションプログラムにつきましては、関係4省庁(消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁)で決定しまして、必要事項を定めたも

のであります。しかしながら、高校における消費者教育の推進としましては、学習指導要領の徹底、消費者教育教材の開発手法の高度化などを進めているところです。また大学等における消費者教育の推進には、大学、専門学校などと消費者生活センターとの連携、消費者被害防止に関する情報提供、取り組みの普及・啓発等を行っているところでございます。

この重点キャンペーンですが、地方公共団体、大学等と関係機関、関係団体等に働きかけとイベント、メディアを通じた周知等も行ってまいります。また、コンテンツの充実・活用を促進しております。こうした消費者教育に関する教育を推進するための主要な、いわゆるコンテンツを用意して、それを活用してもらいながらも、全体的に取り組みを進めていただくようお願いしているところでございます。

学校教育における消費者教育の推進

消費者教育（被害の防止・救済関係）に関する主な内容

○小学（家庭科）
買入（消費者）の申し出による本人の承諾によって売買契約が成立すること、買入人はお金を払い、売入人は商品を渡す契約であることを、商品説明に「購入後は、買入者の一方が理由と商品とを返却することができない」とある場合、理解できなくなる。買入者が「買ったことが分かる場合は、家庭や先生などの大人に相談すること、保護者に共に消費者生活センターなどの相談機関を利用することも勧められる。

○中学（技術・家庭科）
消費者被害への対応について…買った使い方の異なる被害を防ぐためには、消費者が説明書や表示、契約内容を確認することが重要であることと気付かせる。
消費者を支援する仕組みがあるのは、消費生活に関する被害に効率的に、問題が起きたときに適切に被害を回復する権利等…一方、契約や保証など、異議の救済方法について理解できるようにする。

○高等学校（家庭科（家庭基礎））
消費者被害の未然防止につながるよ、要領法と多量債務（インターネットを通じた消費者被害など）の消費者被害の防止も取り扱われる。
契約の重要性については…未成年と成年の法律上の責任の違い（未成年者取組の制限）について理解できるようにする。また…消費者被害の未然防止の重要性について理解できるようにする。その他…ワークシートを活用し、意思能力が育ち、契約・保証・公的救済機関に関する権利等…一方、契約や保証など、異議の救済方法について理解できるようにする。
消費者保護の仕組みについては…消費者生活センターについて取り上げ、その役割や機能…消費者生活センターの相談業務の役割や法的な役割…についても理解できるようにする。

○高等学校（公民科）
契約によって、売買、土地・建物や金銭の貸借、借用などが多岐にわたる契約が行われること、このうち多岐にわたる契約のうち、権利と責任が「法的に」について理解できるようにする。
消費者に関する問題を取り上げ、消費者と事業者との関係に絡められる契約に関する消費者生活センター…消費者生活センターの役割や法的な役割…契約の行政による救済が行われていることと理解できるようにする。

1. 学習指導要領における消費者教育の充実

●平成29年及び30年に公示された新学習指導要領の社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科等の各教科において、引き続き、消費者教育に関する内容を規定するとともに、その内容を更に充実。

●新高等学校学習指導要領への円滑な移行のため、平成30年度以降の入学生について、新学習指導要領の内容を規定するとともに、その内容を更に充実。
※新高等学校学習指導要領（令和4年度入学生が学ぶ年次で実施）が適用されるまでの移行措置

2. 家庭科の履修学年に関する学習指導要領の一部改正（平成31年3月28日）

令和2・3年度入学生について
●現行高等学校学習指導要領において、家庭科の科目「家庭基礎」「家庭総合」「生活デザイン」の消費者生活に関する内容を、それぞれ第1学年及び第2学年のうちに履修させることとする。

令和4年度以降入学生について
●新高等学校学習指導要領において、家庭科の各科目「家庭基礎」「家庭総合」の消費者生活に関する内容を、それぞれ第1学年及び第2学年のうちに履修させることとする。

高校生が成年年齢に達する前に、より充実した消費者教育を学習する機会を確保

学校における消費者教育の推進については、学習指導要領において、平成29年および30年に公表された学習指導要領の社会科、公民科、家庭科、技術家庭科等の科目において、引き続き消費者教育に関する内容を規定するとともに、その内容はさらに充実しているところでございます。

令和4年度からの高等学校学習指導要領への円滑な移行のために、平成30年度以降の入学生について、令和4年度からの学習指導要領の契約の重要性でありますとか、消費者保護の仕組みに関する規定事項を加えて指導するようにお願いしているところでございます。

家庭科の履修に関する学習指導要領の一部改訂につきましては、令和2年、3年の新入生につきまして、令和3年度までの高等学校学習指導要領において、家庭科の科目、家庭科基礎、家庭科総合、生活デザインの消費生活に関する内容をそれぞれ、第1学年および第2学年のうちに履修させることとしてしているところでございます。

令和4年度以降の入学生につきましては、新学習指導要領において、家庭科の科目、家庭科基礎、家庭科

総合の消費者生活に関する内容をそれぞれ、第1学年および第2学年のうちに履修させることとしております。

学校教育における消費者教育の推進（教員養成等）

1. 教員養成について

●教職課程では、公民科、家庭科の教員免許取得に当たって履修する各教科の指導方法等の科目において、学習指導要領を踏まえた消費者教育の内容が扱われている。さらに、アクションプランの策定に際しては、消費者教育の充実について全国協議会等（大学）と協議したところ（令和2年6月）

2. 免許更新講習について

●更新講習の申請要領に示した通知において、消費者教育を含む成年年齢引き上げに関する事項を設け、講義の開設を推進している。なお、「(給) 出席率基準」を設け、更新講習の開催に向けて文部科学省及び消費者庁と連携。

3. 現職教員研修について

●消費者庁作成した高校生向け消費者教育教材「社会への扉」を全国の学校に提供し、活用を促すことにより、(給) 教職員支援機構において、同教材を活用した消費者教育に関する教員研修機材制作、ウェブサイト上で公開、積極的な活用を促している。

●教職員研修実施に関する主な提言等をまとめた通知を新たに発出し、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」等を踏まえた研修の充実を全国の教育委員会等に通知（令和2年7月）

●免許更新講習や教育委員会が行う研修以外に、教員指導等に関する専門的研修等の機会を通して消費者教育に関する研修が行われるよう、関係学会に対して働きかけを行うことを務める。

専門教育大学における取組（主に教員養成）

○地域及び大学の消費者教育のより一層の推進に向け、平成28年7月に「消費者教育推進プロジェクト」を立ち上げ、「消費者教育推進」を掲げ、大学では、小学・中学校・高等学校の全ての課程で消費者教育に関連した授業科目を開講。

学部：消費生活、家庭経済学演習、初等家庭、初等中等教育科演習
実践1：初等中等教育科実践Ⅱ、中等家庭科実践
大学院：生活前教育（専攻）の専攻院演習
○このほか、内閣府の委託授業、教員研修などを実施。

教職員支援機構ウェブサイト（校内研修シリーズ）

消費者教育：校内研修シリーズ No.42

「社会への扉」活用し、教員研修

校内研修シリーズ
消費者教育
「社会への扉」活用し、教員研修

消費者生活センター
大塚 有美

もちろん、教員の方々に関する養成・研修等にも充実をしております、教育課程では公民科、家庭科の教員免許取得にあたって履修する各教科の指導方法などの科目において、学習指導要領を踏まえた消費者教育の内容が扱われるようにしたところでございます。

社会への扉 - 12クイズで学ぶ自立した消費者

【目的】 成年年齢の引き下げが議論されていることも踏まえ、高等学校段階で、契約に関する基本的な考え方や契約上の責任を理解するとともに、身近な契約等を通じて、社会において消費者として主体的に判断し責任を持って行動できるような能力を育む。

生活教材

消費者が主役の社会へ

契約について理解しよう！

暮らしの安全について理解しよう！

消費生活センターについて知ろう！

あなたの行動が社会を変える！

生活用教材に関する学習指導要領の項目を示す表

消費者教育の必要性についてのメッセージ

生活用教材ページ

公民科、家庭科の指導案例とワークシート（ワークシートは実践1と実践2のみの掲載）

現職の教員の方々への研修としては、次に、ご説明します消費者庁が開発しました『社会への扉』、こちらの活用方法などを動画で研修できるように、教職員支援機構のウェブサイトにて載せておりますので、ご活用いただければと思います。

『社会への扉』は、消費者庁が開発したものでございますが、こちらは全体的な契約に関する大抵の話とお金についての、いわゆる仕組み、暮らしの生活の中にある消費者支援の例などを示してございます。また、被害に遭ったときに、どのようなかたちで対応しないといけないのかということも教材としてまとめているところでございます。

こちらは、本で行われているもので、「消費者教育フェスタ」でございます。これ自体は、平成22年度より実施しているものでございまして、消費者教育に関わる関係機関の皆様方の、いわゆる連携を図ることを目的として実施しているものでございます。

消費者教育フェスタ

■趣 旨
 文部科学省では、平成22年度より、「消費者教育推進事業」を実施し、大学及び社会教育分野における消費者教育の推進のために各種取組を行っています。
 平成24年の消費者教育推進法では、消費者教育を推進する多様な主体の連携の確保による効果的な実施が規定されるほか、推進法により閣議決定された基本方針では、地域の多様な主体間のネットワーク化や相互の連携と情報共有の仕組みづくりの必要性が求められています。
 そこで、文部科学省では、学校や地域において消費者団体等をはじめ様々な主体の連携・協働による消費者教育を推進するため、消費者教育フェスタを開催しています。

■対 象
 教員、教育委員会、消費者行政部局、事業者、消費者団体等

■令和3年度開催地
 愛媛会場：令和4年1月19日（水）
 東京会場：令和4年2月10日（木）
 ※ オンラインと現地開催併用にて開催予定

○好事例の共有



○関係機関との連携促進



どうしても消費者教育を推進していくためには、現場で向き合っている方々のご協力が必要というように考えております。実際に現場と向き合って取り組みを進めていただいているのは、皆様のご協力があるものだというように考えてございます。

一番難しいのは現場であり、いわゆる向かい合っている中で、何かを伝えていかないといけないということは、非常に難しいこととございます。つきましては、皆様方のご協力をいただきながら実施させていただければと思っております。

なかなか人に伝わるといふこと自体は難しいと私も思っております。相手の気持ちの桶を満たす、こぼれるようなことにはならない程度の思いであるとか、願いを言葉に乗せていただいて伝えていただければ、相手の方々へのここに届くと私も思いますので、皆様方にご協力をお願いしたいと思っております。

文部科学省消費者教育アドバイザー

2022年の成年年齢引下げを見据え、また学校や地域での消費者教育の取組も一層進めるため、文部科学省では消費者教育アドバイザーの派遣を行っています。

？ 悩み

中学・高校で・・・
授業の中で消費者教育をどのように取り入れ指導していけば良いのか・・・

？ どうすれば

大学で・・・
学生に主体的な判断で意思決定させるにはどうすれば・・・

？ 分からない

地域で・・・
消費者教育の推進の方策が今一つわからないのですが・・・



その悩み、消費者教育アドバイザーが解決します！

文部科学省消費者教育アドバイザーのメリット

- ！ 消費者教育の実践者や有識者を派遣します。
- ！ 地域の実情を踏まえた消費者教育の実施を丁寧に支援します。
- ！ 派遣に要する費用は無料です。

派遣の申請等詳細は、文部科学省HPをご覧ください。
 URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/kuisei/yoshikiha/detail/133570

消費者教育アドバイザーの派遣

【本件担当】文部科学省総合教育政策課
 消費・民参課長 民生社会学習・安全課消費者教育推進
 電話：03-6724-2260、3462
 Eメール: com-ed@mext.go.jp

実際に、消費者教育を進めていきましたとなったときに、こういった設計でありますかとか、こういった仕組みにしたほうがよろしいのかとか、そういったところにつきましては、我々のほうで消費者教育アドバイザーを設けてございますので、こちらをご活用いただければというように考えているとここでございます。

私からの行政説明は以上となります。皆様、ご清聴ありがとうございました。